

入札説明書

令和4年6月2日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1 業務名

那覇市大規模盛土造成地優先度評価業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年2月24日（金）まで

3 業務の概要

本業務は、令和2年度において実施された大規模盛土造成地の変動予測調査第1次スクリーニングによって抽出された大規模盛土造成地112箇所について、第2次スクリーニングを計画的に進められるよう、造成された年代の現場調査及び整理、優先度の評価を行うものである。

4 入札参加資格要件

公告日から開札日まで（各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和57年1月26日助役決裁）第14条に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者に該当しない者であること。（公告日の3ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。）
- (5) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 那覇市内に本店、支店又は営業所がある法人であること。
- (8) 本業務委託に際し、公告及び特記仕様書に基づき業務を確実に履行できる者で、過去5ヶ年の間に、国又は地方公共団体の発注する業務において、宅地耐震化推進事業（変動予測調査業務）に係る調査業務の契約を締結し、これらを誠実に履行した者であること。
- (9) 配置する技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に3ヶ月以上の継続した雇用関係）にある以下の要件を満たすものとし、管理技術者と照査技術者は兼任できない。
 - ①管理技術者：下記のいずれかの資格を有する者であること。
 - ・技術士 総合技術監理部門

(建設-河川、砂防及び海岸・海洋 又は 土質及び基礎)

- ・技術士 建設部門 (河川、砂防及び海岸・海洋 又は 土質及び基礎)
- ・技術士 応用理学部門 (地質)

②照査技術者：管理技術者と同等以上の資格を有するものであること。

(10) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定 (平成 26 年那覇市訓令第 17 号) 第 6 条に規定する審査を経て、土木関係の建設コンサルタントの業種登録を行っている者であること。

5 制限付一般競争入札参加資格審査申請書等の提出

本競争の参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書 (以下、「資格審査申請書」という。) および添付資料を入札当日に持参し提出しなければならない。なお、資格審査申請書および添付資料を提出しない者は、本競争に参加することができない。

6 入札方法等

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により免除する。

(2) 入札

- ① 入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。
- ② 入札書は持参により提出すること。
- ③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状を持参し、当該入札の執行前に提出すること。
- ④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ⑤ 入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者の投入が始まるまでの間はこの限りでない。

(3) 注意事項

- ① 入札者は、自己の印鑑を持参すること。
- ② 入札書は、封書にして提出すること。
- ③ 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- ④ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格を満たさない者が提出した入札

- ② 資格審査申請書及び添付資料に虚偽の記載をした者のした入札
 - ③ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - ④ 入札書の記載金額が確認できない入札
 - ⑤ 入札書の記載金額を訂正した入札
 - ⑥ 発注者名、所在地、商号又は名称、代表者氏名、押印のいずれかを欠く入札書
 - ⑦ 入札書の金額や、「¥」又は「金」の記載がない入札
 - ⑧ 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札
 - ⑨ 発注者名の記載が誤っている入札書
 - ⑩ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札書
 - ⑪ 最低制限価格未満の入札金額が記載された入札書
 - ⑫ 予定価格を超えた入札金額が記載された入札書
 - ⑬ 封筒に2通以上の入札書が入っている入札
 - ⑭ 虚偽の記載がされた入札書
 - ⑮ 連合によると認められるものが提出した入札書
 - ⑯ 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな入札
- (5) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

7 落札者の決定方法等

- (1) 落札候補者
- ① 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）から順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
 - ② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 入札参加資格審査
- ① 開札後、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
 - ② 審査の結果、適格者を確認した場合は、落札者として決定する。また、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。
 - ③ 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。
- (3) 入札参加資格不適格者に対する説明
- ① 入札参加資格不適格通知書を受領した者で不服がある者は、次により説明を求めることができる。
 - ア 申立期限：入札参加資格不適格通知書が到達した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）

とする。

イ 申立方法：説明申立書（様式自由）を那覇市建築指導課まで持参すること。

- ② 回答については、説明申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面をもっておこなう。
- ③ ①、②の説明申立ては落札者の決定を妨げることができないものとする。

8 その他

- (1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）を遵守すること。
- (3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、入札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、入札等は延期となる。なお、延期後の日時は建築指導課ホームページに掲載する。
- (4) 資格審査申請書及び添付資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された資格審査申請書及び添付資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出された入札書、資格審査申請書及び添付資料は返却しない。
- (7) 提出された入札書、資格審査申請書又は添付資料の書換え、引換え又は撤回（辞退）は認めない。
- (8) 資格審査申請書及び添付資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。
- (9) 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名 称 那覇市まちなみ共創部建築指導課 指導グループ

所 在 地 〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1 (9 階)

電話番号 098-951-3244 FAX 番号 098-951-3245